新型コロナウイルス感染症と診断されたかたと濃厚接触した可能性のあるかたへ

新規感染者の増加に伴い、保健所の業務がひっ迫しています。下記の点をご確認いただき、適切な対応にご理解とご協力をお願いします。詳細は、区HP(右コード)をご覧ください。

問感染症対策課(☎5722－9896、FAX5722－9890)

新型コロナウイルス感染症と診断されたかたへ

通常は、医療機関から届け出があった日から翌日までに保健所から連絡をしていますが、遅れた場合は外出をせず、自宅での待機をお願いします。

※電話番号を宛先にして携帯電話へメッセージを送るSMS(ショートメッセージサービス)で連絡する場合もあります

▲自宅療養者向けハンドブックもご活用ください。区HP(右上コード)から閲覧可

重症化(呼吸苦や激しい倦怠感)が疑われる場合の連絡先

- 緊急の場合は119番へ
- 感染症対策課 ☎5722－9896、FAX5722－9890
- 東京都発熱相談センター ☎5320－4592(無休。24時間)。電話での相談が難しい場合はFAX5388－1396

同居家族以外で新型コロナウイルス感染症の患者と接触したかたへ

患者の感染可能期間内(発症日の2日前から診断後に隔離などをされるまでの期間)に接触したかたのうち、①～④のいずれかに該当するかたは濃厚接触者とされています。

①手で触れることのできる距離(1m程度)で、必要な感染予防策(マスクなど)がなく、15分以上接触があった
②患者と同居、または長時間の接触(車内、航空機など)があった
③適切な感染防護なしに患者を診察、看護または介護した
④患者の気道分泌液または体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い

現在は患者と同居しているかたのみ連絡をしています。その他の場合で、該当する可能性があるかたは次の対応をお願いします。詳細は区HP(上コード)をご覧ください。

濃厚接触者に該当するかたは、患者と接触のあった日の翌日から14日間の行動自粛と健康観察をお願いします。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況(２年度)

問情報公開・個人情報保護制度は行政情報マネジメント課(☎5722－9622、FAX5722－8674)、 区議会情報公開制度は区議会事務局庶務係(☎5722－9413、FAX5722－9335)

情報公開制度

公正で開かれた区政を推進し、区政への区民参加を促進するために実施しています。

情報開示請求・決定状況

開示請求件数・決定状況は表１、請求人の区分は表２のとおりです。開示請求による開示以外にも、情報の公表や提供を年間361件、会議の公開を延べ20回行いました。

区議会でも、独自に情報公開制度を設けています。２年度の開示請求は17件でした。

表１　情報開示請求の決定状況

決定状況(件数)					
全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
51	69	0	4	1	125

表２　情報公開請求の請求人区分

請求人区分(件数)				
区内在住者	区内在勤者	区内在学者	区内事業者	理由明記者
26	0	0	14	85

情報公開・個人情報保護制度(コード①)と区議会情報公開制度(コード②)の運用状況の詳細は、区HPでご覧になれます。 ① ②

個人情報保護制度

区は、個人情報を扱う業務は、あらかじめ登録することとしています。収集目的・項目を記載した登録簿は、総合庁舎本館１階区政情報コーナーでご覧になれます。なお、区のシステムに登録されている個人情報として、住民記録に関する情報や住民税に関する情報などがあります。

自己情報の開示請求・決定状況

住民票の写しなど、66件の開示請求がありました。開示決定状況は表３のとおりです。そのほか、審査請求の答申が1件ありました。

個人情報の収集・利用目的の制限

個人情報を収集した目的以外に利用することなどは、①本人が同意している②法令に定めがある③生命の保護などのために緊急かつやむを得ない④情報公開･個人情報保護審議会の承認がある場合を除き禁止されています。

個人情報を利用・提供した件数は表４のとおりです。

また個人情報の外部処理委託などについて、情報公開・個人情報保護審議会に計６回、22件について諮問しました。

表３　自己情報開示請求の決定状況

決定状況(件数)					
全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
29	22	0	14	1	66

表４　個人情報保護制度の運用状況

項目	件数	内容				
		本人同意	法令	緊急	審議会承認	審議会一括承認
外部委託	8				8	
外部委託・外部結合	7				7	
外部結合	8				7	1
外部提供	63	9	1			53
目的外利用	22	2				20